

木造住宅の 無料耐震診断のすすめ

安全ですか？あなたの住まい

平成7年の阪神・淡路大震災では、住宅に多数の被害が生じ多くの人命が失われました。

また最近も、新潟県中越地震（平成16年10月 マグニチュード6.8 最大震度7）や福岡県西方沖の地震（平成17年3月 マグニチュード7.0 最大震度6弱）など、各地で大きな地震が起きています。

建築物は安心して生活できるよう、地震に対して十分な耐力をもたせることが必要です。

まずは、簡易耐震診断であなたの家の安全性を確かめてみましょう。

また、建築物と工
作物（ブロック塀や
がけ・擁壁・ビル落
下物など）の耐震性
に関する総合相談
を行なっています。

まずは、第4面の
電話番号までお電
話下さい。



悪質な点検商法にご
注意を！

（詳しくは第3面を）

1. 簡易耐震診断(無料)

耐震性に不安のある在来木造住宅を対象として、図面などを基に行う簡易な診断です。

区に申込みいただくと、「耐震診断士(※1)」をお宅に派遣します。

※1「耐震診断士」とは、区による耐震診断に関する講習及び筆記考査を受けた後、区長による耐震診断士認定書の交付を受けた方です。

対象となる建築物

- ・一戸建の住宅、長屋又は共同住宅(兼用住宅を含む)
- ・2階建以下のもの(地階があるものを除く)
- ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの

対象となる方





- ・建築物の所有者(区分所有等の場合は代表者の方)で、特別区民税及び対象建築物の固定資産税を滞納していない方

当日用意していただくものは……

- ・対象建築物の現況を示す図面や資料(確認申請書や、簡単な間取り図等)
- ・対象者である事を証明できる書類(固定資産税の課税通知書等)
- ・建設年度のわかるもの(確認申請書等)
- ・印鑑

診断結果の判定

- ・建築物の安全性を4段階で評価します。

| 総合評点 | 判定 | 今後の対策 |
|-----------------|---|----------------------|
| 1.5以上 |  安全だと思います | |
| 1.0以上 ~1.5未満 |  一応安全だと思います | 専門家による診断をうければ、なお安心です |
| 0.7以上 ~1.0未満 |  やや危険です | 専門家による診断をうけて下さい |
| 0.7未満 |  倒壊又は大破壊の危険があります | ぜひ専門家と相談して下さい |

- ・長屋、共同住宅の場合は、申込み時に入居者の同意が必要となりますのでご注意ください。

2. 耐震診断(無料)

簡易耐震診断の結果、特に耐震性に不安のある建築物は、さらに詳しい現地での耐震診断が必要となります。

申込みいただくと、「耐震診断士」をお宅に派遣します。

対象となる建築物

- ・簡易耐震診断の総合評点が1.0未満のもの

3. 耐震補強が必要となった場合

あなたの生命と財産を地震から守るため、建替えや耐震改修工事を早急に行なう事が重要です。

ご要望により、区に登録されている「耐震改修施工者(※2)」を紹介し、区民の方々が安心して工事を行なえるようにしています。

補強する部分によっていろいろな工法があり、工事費用も異なります。改修事例も紹介していますので、ご相談ください。

※2「耐震改修施工者」とは、区による耐震改修工事に関する講習を受けた後、区長による耐震改修施工者登録証の交付を受けた方です。

耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられることがありますので、区役所耐震化促進担当にお問合せください。

**悪質な点検商法
にご注意を！**

最近、「無料で耐震診断をする」と訪問し、「工事をしないと危険」などと危機感をあおって高額な工事契約を迫る、いわゆる「点検商法」の被害が増えています。

被害に遭わないために、下記のことに注意しましょう。

区に登録されている耐震診断士・耐震改修施工者は登録証を携帯しています。

皆さんのお宅にうかがう「木造住宅耐震診断士」と「耐震改修施工者」は、必ず区の発行した登録証を携帯しています。

また、派遣の際には、区より事前に通知させていただきます。

工事を契約するときには、必ず図面や内訳書を添付した契約書を取り交わしましょう。

耐震診断や改修工事などの契約について、区では登録業者に、図面や内訳書などを添付した契約書を取り交わすことを求めています。

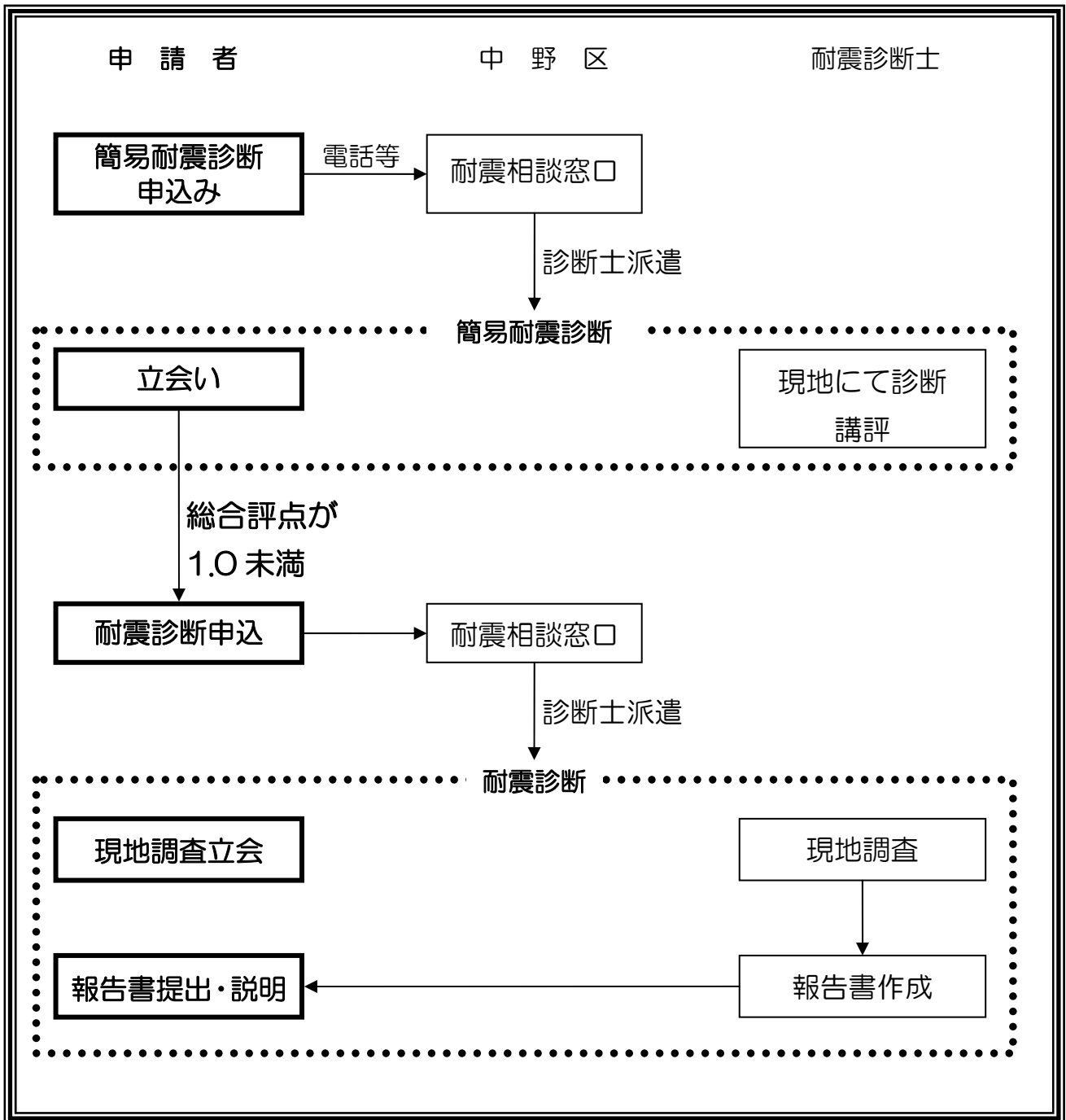


**「この業者は……？」と不安に感じたときは
消費生活センターへご相談を**

TEL (3389) 1196・FAX (3389) 1199

相談時間：午前9時30分～午後4時

耐震診断の手続き



※ 中野区木造住宅耐震診断事業実施要綱 要綱48号 2004年3月31日

ご質問・お申込は必ず区役所にお電話ください。



中野区役所 9階8番窓口
建築分野 耐震化促進担当
TEL (3228) 5576・FAX (3228) 5471